

(非公式訳)

投資委員会告示

第 5/2550

件名：染色、漂白および仕上げ事業奨励基準の改定

2000 年 8 月 1 日付け第 2/2543 号投資委員会布告件名「投資奨励対象事業の業種、規模および条件」および 2004 年 9 月 17 日付け第 8/2547 号投資委員会布告件名「染色、漂白および仕上げ事業奨励基準および条件」に引き続き、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の権限に基づき、投資委員会は染色、漂白および仕上げ事業奨励の条件を猶予し、2000 年 8 月 1 日付け第 2/2543 号投資委員会布告に基づく恩典を受領するために法定の基準に合った環境保護および廃棄物処理システムを持った奨励工業団地あるいは工業区に立地することに定める。

2007 年 7 月 18 日より有効とする。

告示日：2007 年 9 月 14 日。

(コーシット・パンピラムラット)

内閣副首相

投資委員会委員長